

# 消費生活出前講座

あなたの学校に講師を派遣します。 **無料**

2022年4月から成年年齢が18歳になりました。成年になると、親権者の同意なしに1人で契約ができるようになる一方で、未成年者取消権による契約の取消はできなくなります。そのため、成人したばかりの若者は悪質業者に狙われ、様々な消費者トラブルに巻き込まれやすくなります。

契約の基本

若者に多い消費者トラブル  
事例と対処法

クーリング・オフとは

気を付けよう。  
インターネットやスマホのトラブル

18歳成人。  
17歳と18歳でどう変わる？



©兵庫県 2007

どんな消費者トラブルが多いのか、防ぐにはどうすればよいのかをお話する出前講座を実施します。

悪質商法の手口と対処法を学び、消費者トラブルに巻き込まれない力を身に付けましょう！！

- 💡 授業や入学ガイダンスなどの機会にご活用ください。
- 💡 教員やPTA・保護者会を対象とした内容にも対応します。

日時：平日の1時間程度  
\*実施時間は、できる限り申込者の希望に対応します。

講師：中播磨県民センター 消費者教育推進員

## 申込方法

裏面申込用紙に記載の上、メール、FAX、電話にてお申込みください。

## 申込・ 問合せ先

中播磨県民センター 県民躍動室県民課(中播磨消費者センター)  
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地  
TEL:079-281-6023 (平日9時~17時) FAX:079-281-3015  
E-MAIL:nkharikem@pref.hyogo.lg.jp